

地域再生支援利子補給金交付要綱

平成20年	5月21日	内閣総理大臣決定
平成21年	3月31日	一部改正
平成22年	4月1日	一部改正
平成24年	11月1日	一部改正
平成28年	7月13日	一部改正
平成29年	7月13日	一部改正
令和元年	5月1日	一部改正

(通則)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する地域再生支援利子補給金及び法第15条第1項に規定する特定地域再生支援利子補給金（第19条を除き、以下「利子補給金」という。）の支給は、法及び地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号。以下「規則」という。）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）によるほか、この要綱で定めるところによる。

(利子補給金の支給)

第2条 内閣総理大臣（以下「大臣」という。）は、金融機関（法第5条第4項第3号又は第4号に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が、認定地域再生計画（法第7条第1項に規定する認定地域再生計画をいう。以下同じ。）に資する事業として別表第1又は別表第2に掲げる事業に対して資金の貸付けを行う場合に、当該金融機関を指定した上で、予算の範囲内において、利子補給金を支給する。

(指定金融機関の決定等)

第3条 大臣は、金融機関から規則第18条第1項又は規則第19条第1項に基づく申請があった場合には、その内容を審査し、適正と認められる場合は、当該金融機関に別紙1の「指定金融機関の指定通知書」を通知して、指定金融機関として指定するものとする。

2 金融機関は、認定地域再生計画ごとに指定を受けるものとする。

- 3 大臣は、必要があると認められるときは、第1項の申請を行った金融機関に対し必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(事業者の推薦)

- 第4条 別表第1又は別表第2に掲げる事業の実施者(以下「事業者」という。)は、指定金融機関から当該事業を実施するのに必要な資金の貸付けを受ける場合には、当該指定金融機関を経由して、別紙2の「地域再生支援利子補給金等支給対象事業者の推薦申請書」(以下「推薦申請書」という。)を大臣に提出し、その推薦を受けなければならない。
- 2 前項の推薦申請書には、認定地域再生計画の作成主体である地方公共団体(以下「計画作成地方公共団体」という。)から別紙3の「地域再生支援利子補給金等支給対象事業者確認書」の交付を受けた上で、当該確認書を添えるものとする。

(事業者の決定等)

- 第5条 大臣は、事業者から推薦申請書の提出があった場合には、その内容を審査した上で、適正と認められる場合には、当該事業者に対し別紙4の「地域再生支援利子補給金等支給対象事業者の推薦通知書」を通知して、推薦事業者として推薦するものとする。
- 2 大臣は、事業者を推薦するに当たり、当該事業が適正に実施されるために必要があると認められるときは、当該事業に係る計画作成地方公共団体と協議の上、当該事業者の同意を得て、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 第1項の規定による事業者の推薦は、当該推薦を行った日から1年以内に当該事業者と指定金融機関との間で貸付けの実行がなされなかった場合は、失効する。

(利子補給契約書の申込み)

- 第6条 指定金融機関は、大臣と利子補給契約(法第14条第1項又は法第15条第1項に規定する利子補給契約をいう。以下同じ。)を締結する場合には、別紙5の「地域再生支援利子補給契約等申込書」(以下「申込書」という。)に次の書類を添えて大臣に提出しなければならない。
- 一 指定金融機関が推薦事業者に対し貸付けを実施した契約書の写し
 - 二 前号に係る指定金融機関と推薦事業者との間で約した償還年次表
 - 三 単位期間ごとの利子補給金の額の計算表その他大臣が必要と認める書類
- 2 前項の申込書の提出は、指定金融機関が推薦事業者に対し貸付けを行った日から5日以内に行うものとする。

(利子補給契約書の締結)

- 第7条 大臣は、指定金融機関から前条第1項に規定する申込書の提出があった場合には、その内容を審査した上で、適正と認められるときは、別紙6-1の「地域再生支援利子補給等契約書」(以下「利子補給契約書」という。)により、当該指定金融機関と利子補給契約を締結する。
- 2 利子補給契約に係る約款は、別紙6-1の利子補給契約書に規定するとおりとする。
 - 3 大臣は、利子補給契約を締結しようとする指定金融機関の了承を得て、前項の約款の追記及び削除を行うことができる。
 - 4 前条に規定する申込みから第1項の利子補給契約の締結までに要すべき標準的な期間は、20日とする。
 - 5 大臣及び指定金融機関は、第1項に規定する利子補給契約を締結した後、当該利子補給契約の記載事項に変更が生じた場合には、遅滞なく別紙6-2の「地域再生支援利子補給等変更契約書」(以下「利子補給変更契約書」という。)により利子補給変更契約を締結しなければならない。
 - 6 大臣は、前項に規定する利子補給変更契約を締結する場合には、当該指定金融機関に対して大臣が必要と認める書類を提出させることができるものとする。

(支給の申請)

- 第8条 指定金融機関は、規則第18条第1項(法第15条第2項において準用する場合を含む。)に規定する利子補給金の支給申請を行う場合には、単位期間(規則第17条第1項に規定する単位期間をいう。以下同じ。)ごとに当該単位期間の末日を基準日とした貸付残高に係る支給申請を行うものとし、9月10日を基準日とした貸付残高に係る支給申請は、9月20日までに、3月10日を基準日とした貸付残高に係る支給申請は、3月20日までに行うものとする。

(支給額の算出)

- 第9条 単位期間ごとに支給する利子補給金の額は、予算の範囲内において、貸付残高が貸付契約に基づく弁済により変動するごとに、次に掲げる算式をもって計算することとする。

$$\text{利子補給金の額} = A \times B / 365 \times C$$

A: 単位期間における利子補給契約の対象である貸付契約の貸付残高又は法第14条第3項(法第15条第2項において準用する場合を含む。)に規定

する内閣府令で定める償還方法により償還するものとして計算した当該
利子補給契約に係る貸付けの貸付残高のいずれか低い額

B：Aの貸付残高の存する日数

C：内閣府告示で定める利子補給率（利子補給率は負の値にはならないものとする）

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の算式をもって計算した当該利子補給契約による利子補給金の額の合計が当該年度の予算から既に締結した利子補給契約による利子補給金の額の合計を差し引いた残額を超えることが明らかになった場合、当該超えることが明らかになった新たに締結する利子補給契約の利子補給金については、次に掲げる算式をもって按分計算した額とし、予算の範囲内において支給するものとする。

新たに締結する各利子補給契約による利子補給金の額 = $A \times B / C$

A：利子補給金年度予算額 - 既に締結した利子補給契約による利子補給金の額の合計

B：単位期間において新たに締結する各利子補給契約について、その対象である当初貸付契約の貸付残高、当該貸付契約に係る貸付残高又は法第14条第3項（法第15条第2項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める償還方法により償還するものとして計算した当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高のいずれか低い額

C：Bの各利子補給契約に係る貸付残高の合計

（利子補給金の支給決定等）

第10条 大臣は、指定金融機関から支給申請書の提出があった場合、その内容を審査した上で、適正と認められる場合は、別紙7の「地域再生支援利子補給金等支給決定通知書」（以下「支給決定通知書」という。）を交付して、利子補給金を支給するものとする。

- 2 大臣は、前項の支給決定通知書の交付に当たり、必要な条件を付することができる。
- 3 第8条に規定する申請から第1項の支給決定通知書を交付するまでに要すべき標準的な期間は、10日とする。
- 4 大臣が第1項に基づき、当該指定金融機関に対して利子補給金を支給する日は、4月25日及び10月25日とする。なお、当該支給する日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は土曜日であるときはその翌営業日を支給する日とする。

（取消しによる支給の停止等）

第11条 大臣は、指定金融機関の指定を取り消した場合には、当該指定金融機関との間で締結した利子補給契約を当該指定を取り消す事由の発生した日に遡及して取消し又は解除するものとし、指定を取り消した日より利子補給金の支給を停止するものとする。

2 大臣は、規則第18条第1項又は規則第19条第1項に規定する申請に虚偽の記載その他当該申請について要件を満たしていないことが明らかになった場合には、利子補給契約を遡及して取り消すものとする。

3 大臣は、第4条に規定する申請に虚偽の記載その他当該申請について推薦の要件を満たしていないことが明らかになった場合には、計画作成地方公共団体と協議して当該申請に係る推薦を取り消すものとする。この場合において、当該取消日までに利子補給契約を締結している場合には、当該利子補給契約を遡及して取り消すものとする。

4 大臣は、前項に規定する推薦の取消処分を行った場合には、その旨及びその理由について当該取消処分を受けた推薦事業者に対して、当該推薦事業者に係る指定金融機関を経由して書面で通知するとともに、当該書面の写しを当該計画作成地方公共団体に通知するものとする。

5 大臣は、第1項から第3項までに規定する利子補給契約を取り消した場合には、その旨及びその理由について当該取消処分を受けた指定金融機関に対して、書面で通知するものとする。

6 指定金融機関は、第1項から第3項までに規定する利子補給契約の取消しがあった場合には、当該取消しに係る取消日までに支給された利子補給金を大臣に返納しなければならない。

7 大臣は、規則第18条第1項第2号（法第15条第2項において準用する場合を含む。）に規定する書類を確認した上で、貸付けの償還に延滞（当該貸付契約で定める貸付条件どおりに行われぬ事態をいう。）又は貸付条件の変更が認められる場合には、利子補給金の支給を停止することができる。

（支給申請の取り下げ）

第12条 指定金融機関は、第10条第1項の支給決定通知の内容又は同条第2項により付された条件について不服がある場合には、利子補給金の支給申請を取り下げることができる。

2 指定金融機関は、前項に基づく取り下げを行う場合には、当該支給決定通知書を受領した日から起算して5日以内に、支給申請を取り消す旨を記載した書面を大臣に提出することにより取り下げるものとする。

（変更等の報告）

第13条 指定金融機関は、次の各号に掲げる場合には、大臣に報告しなければならない。

- 一 推薦事業者が実施する事業内容に変更が生じた場合
- 二 推薦事業者が実施する事業の中止又は廃止が生じた場合
- 三 当該指定金融機関が申請した規則に定める「指定金融機関の指定申請書」に記載した事項に変更が生じた場合

2 指定金融機関は、前項第1号に掲げる場合にあっては別紙8の「地域再生支援利子補給金等対象事業変更等報告書」により、同項第2号に掲げる場合にあっては別紙9の「地域再生支援利子補給金対象事業等（中止・廃止）報告書」により、同項第3号に掲げる場合にあっては別紙10の「指定金融機関の名称等変更報告書」により、大臣に報告するものとする。

3 大臣は、指定金融機関から第1項第1号及び第2号に規定する報告があった場合には、報告内容を計画作成地方公共団体に通知するものとする。

4 大臣は、第1項の規定により報告があった場合には、指定金融機関に対し報告内容について確認を求めることができる。

（状況報告）

第14条 大臣は、利子補給金に係る事業の遂行状況について、指定金融機関から別紙11の「地域再生支援利子補給金対象事業等状況報告書」により報告を求めることができる。

（報告による支給の停止）

第15条 大臣は、第13条第1項（第3号を除く。）及び前条に規定する報告の内容から利子補給金の支給を停止することが適当と認める場合には、当該報告を受領した日より当該利子補給金の支給を停止するものとする。この場合において、当該利子補給金に係る利子補給契約を解除することができる。

2 大臣は、前項に規定する利子補給契約の解除を行った場合には、その旨及びその理由を当該指定金融機関に書面で通知するとともに、当該指定金融機関に対して、当該利子補給契約の解除日までに支給した利子補給金の全部又は一部について返納させることができる。

（完了等報告）

第16条 指定金融機関は、利子補給金に係る事業が完了した場合には、遅滞なく別紙12の「地域再生支援利子補給金対象事業等完了報告書」により事業完了を大臣に報告しなければならない。

(監査)

第17条 大臣は、前条の報告に基づき必要と認める場合、指定金融機関に対し監査を行うことができるものとする。

2 大臣は、前項に規定する監査を行った結果、指定金融機関及び推薦事業者の不適切な事務処理その他大臣が利子補給金の支給を停止することが適当と認められる事由が明らかになった場合には、当該利子補給金の支給を停止するものとする。この場合において、当該利子補給金に係る利子補給契約を解除することができる。

3 大臣は、前項に規定する利子補給契約の解除を行った場合には、その旨及びその理由を当該指定金融機関に書面で通知するとともに、当該指定金融機関に対して、当該利子補給契約の解除日までに支給した利子補給金の全部又は一部について返納させることができる。

(利子補給金の経理)

第18条 指定金融機関は、利子補給金の経理について、利子補給金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を利子補給金の支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(他の利子補給金との併用禁止)

第19条 地域再生支援利子補給金及び特定地域再生支援利子補給金は、国による他の利子補給金と併用することはできない。

附 則 (令和元年5月1日内閣総理大臣決定)

この決定は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号)の施行の日(平成31年4月30日)の翌日から施行する。